

結城市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
結城市教育委員会

目次

1	計画の趣旨及び現状	1
2	目標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組及び今後のフォローアップ	4

1 計画の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、国の定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」により策定するものです。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年4月1日に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「結城市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則及び結城市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、令和6年度の本市における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりになりました。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24時間15分	0.1%	0%
中学校	月27時間33分	0%	0%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を25時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にします。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にします。

【R7年度 結果 8%】

- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とします。

【R7年度 結果 71.7（全国平均100）】

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

地域学校協働活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。また、各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを検討します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、青少年育成団体や警察などが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。

また、学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

既に公会計化している学校給食費を除く学校徴収金については、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討します。

(エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することなどにより、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

校務支援システムの機能等を活用することにより、本市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

(イ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

学校プール施設の管理については、民間委託や共同利用を推進し、施設維持管理に係る負担軽減を図ります。

また、体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続などの電子化をさらに推進し、負担軽減を促進します。

(ウ) 部活動

令和8年度中に、原則、教員の指導による休日の部活動を中止し、段階的に地域展開を推進します。併せて、部活動指導員の配置や地域の人材の活用を図るなど地域連携を促進します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフや大学生が

ランティアを積極的に配置します。

また、校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応し、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務については、これらの人材と教員の協働を促進します。特に、不登校児童生徒への対応については、教育支援センター「ゆうの木」の機能強化を図り、誰一人取り残さないための支援の充実を推進します。

(2) 学校における措置の推進

ア 各小中学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、50%にします。

【R6年度 結果 41.7% (250点/600点)】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施します。

イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。

ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。

エ 心身の健康問題について、相談窓口を設置し、必要に応じて市産業医やストレスチェック受託業者の医師等による助言・指導の保健指導を受けるよう促します。

オ 年次有給休暇については、まとまった日数連続して取得できるよう各小中学校に対して取得を促進します。

カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう促し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行います。

キ 早出遅出勤務体制やテレワークが可能な環境整備を図り、テレワークの導入については令和8年度から検討を行います。

5 関連する取組及び今後のフォローアップ

- (1) 取組の着実な実行を図るため、各小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市が業務委託しているストレスチェックの結果から把握します。
- (4) 教育委員会において、各小中学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (5) 各小中学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各小中学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各小中学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組みます。